

**【重要】「こども性暴力防止法（通称）」の施行に伴う留意点について**

中部学院大学・中部学院大学短期大学部に出願（入学）予定の皆様へ

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称：こども性暴力防止法）が令和8年12月25日に施行されます。これにより、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取り組みが求められます。

各種資格・免許等を取得するための実習等（インターンシップ、ボランティア活動なども含む）を行う実習生にも、性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります。性犯罪前科があると確認された学生は、法律に定める防止措置によって児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断により実習等を行うことができません。その場合、希望する資格・免許等を取得することができないこととなります。

本学への出願・入学の前に、以上の内容を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

※制度の詳細はこちらをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>